奈良県告示第二百八十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更し、供用を開始する。

その関係図面は、奈良県土木部道路管理課において告示の日から一月間一般の縦覧に供する。

平成二十五年一月十八日

奈良県知事　荒　井　正　吾

一　道路の種類　主要地方道

二　路線名及び枚方大和郡山線

三　道路の区域

路線番号	区間	区域変更の前後別	敷地の幅員メートル	延長メートル	備考
7	生駒市高山町八二八九番三から生駒市高山町八二八八番三まで	前	七・五～二〇・〇	七九・五	
		後 A	七・五～二〇・〇	七九・五	
		後 B	九・五～三一・〇	一二七・五	うち、一般国道一六三号に八一m重用

四　供用開始の区間

道路区域の変更に伴い新たに道路となった部分

五　供用開始年月日

平成二十五年一月十八日